

国籍取得届

(国籍法第3条第1項)

平成 年 月 日

法務大臣殿

受付 平成 年 月 日 時 分
受付番号 第 号



国籍を取得しようとする者の写真(届出の前6か月以内に撮影した5cm四方の単身、無帽、正面、上半身のもの)

15歳未満の場合は、法定代理人と一緒に撮影したもの

日本の国籍を取得したいので届出をします。

(平成 年 月 日撮影)

日本国籍を取得しようとする者	(よみかた)	(氏)		(名)		
	氏名					
	国籍			父母との続柄	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日				
	出生場所					
住所					番地 番 号	
国籍を取得しようとする者の父母	氏名	父(氏)	(名)	母(氏)	(名)	
	本籍					
	外国人の場合 は 国籍	番地 番		番地 番		
外国人の場合 は 国籍	筆頭者の氏名		筆頭者の氏名			
国籍取得すべき事由	<input type="checkbox"/> 父が認知をした。(父が認知をした日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 20歳未満である。 <input type="checkbox"/> 日本国民であったことがない。 <input type="checkbox"/> 認知をした父が子の出生の時に日本国民であった。 認知をした父が <input type="checkbox"/> 現に日本国民である。 <input type="checkbox"/> 死亡の時に日本国民であった。(死亡した日 年 月 日)					

※ 国籍取得後の戸籍の編製に必要なため、下欄に書いてください(裏面の注意事項6から8に注意してください。)

国籍取得後の本籍					父母婚姻の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
国籍取得後の氏名	(氏)			(名)		
その他	国籍を取得しようとする者が <input type="checkbox"/> 婚姻を結んでいる。(年 月 日 と婚姻) <input type="checkbox"/> 養子縁組をしている。(年 月 日 と縁組) <input type="checkbox"/> 認知している。(年 月 日 を認知) <input type="checkbox"/>					

(裏面)

届出人名	
------	--

※国籍を取得しようとする者が15歳未満のときは、下欄に書いてください。

法定代理人の資格	親権者 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母) (<input type="checkbox"/> 養父 <input type="checkbox"/> 養母)	<input type="checkbox"/> 後見人
署名		
住所	番地 番 号	番地 番 号

(届出人連絡先電話番号)

注意事項

- 1 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（外国人登録証明書、旅券等）を持参してください。
- 2 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（出生証明書、父の戸籍謄本、父母の渡航履歴を証する資料等）及び父母の申述書を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
- 3 届出人が国籍を取得しようとする者の法定代理人である場合は、その資格を証する公的資料を添付してください。
- 4 届出人または法定代理人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 5 には、該当する事項の内に√印を付けてください。
- 6 「国籍取得後の本籍」には、土地の地番あるいは住居表示が使用できません。ただし、住居表示番号の場合は「○丁目○番」（※○号は記載できません）と記載してください。なお、実在しない町名、地番などは使用できませんので、分からない場合は、本籍としたい市区町村に確認してください。
また、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法102条）において本籍を記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は国籍取得後の本籍は法律上当然に決まりますので、①②の場合とも本籍を記載する必要はありません。母の戸籍に入る場合はその旨記載してください。
- 7 「父母婚姻の有無」欄の「有」には、父母が婚姻していた場合も含まれます。
- 8 「国籍取得後の氏名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。
なお、氏については、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法102条）において記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は法律上当然に決まるため、③母の戸籍に入る場合は母と同一の氏を称するため、①②③の場合とも記載する必要はありません。
- 9 この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することとなった場合は、22歳に達するまでに、いずれかの国籍を選択しなければなりません（国籍法第14条）。

事実に反する内容で届出をした場合は、刑罰に処せられることがあります。

(注) 印刷の設定「特殊印刷」, 「レイアウト (一枚の用紙に縮小して印刷)」,
「出力用紙 (A 3 単票・横方向)」